

令和元年 8 月豪雨、台風第 15 号及び  
台風第 19 号等による災害に関する緊急要望

令和元年 12 月 20 日

全 国 市 長 会

## 令和元年 8 月豪雨、台風第 15 号及び 台風第 19 号等による災害に関する緊急要望

(緊急な対応が必要なもの)

1. 被災した道路、河川等のインフラ、及び山腹崩壊地や林道等について、早期に復旧事業に着手できるよう、速やかに災害査定を実施するとともに、採択基準の緩和や事業対象の拡大を図ること。
2. 災害査定に係る委託業者の確保及び災害復旧に係る職員の人的確保等について支援するとともに、災害査定申請スケジュールや施行年限の弾力的な運用と事務手続きの簡素化を図り、迅速な対応が可能となるようにすること。
3. 河川の氾濫や越水により散乱、堆積した家屋のごみ、稲わら、土砂に加え、倒木、海岸漂着物など、大量の災害廃棄物が発生しているため、ごみの仮置き場や焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等の被災自治体が実施する災害等廃棄物処理事業について支援するとともに、処理費用に対する国の予算を確保すること。
4. 河川の氾濫を防止するため、河川の本形復旧に加え、無堤部の早期築堤、既存堤防の調査・強化対策等の河川改修事業を促進するとともに、河道の拡幅、掘削及び浚渫等、必要に応じた改良復旧を短期的・集中的に実施し、堤防決壊リスクの低減と流下能力の向上を図ること。  
また、遊水地、樋管、樋門、排水機場の整備のほか、排水ポンプ車の増強など、地域特性を踏まえた治水・内水浸水被害軽減に向けて、抜本的・総合的な減災対策に積極的に取り組むとともに、都市自治体の取組に対しても十分な支援を行うこと。
5. 被災地の農業者が早期に営農を再開できるよう円滑な災害査定の実施体制を確保するとともに、農地・農業用施設等の迅速な復旧を積極的に支援すること。  
また、年度をまたいだ事業実施、変更手続等の簡素化等、柔軟に運用すること。

6. 中小企業・小規模事業者の事業環境の早期復旧のためのグループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）及び自治体連携型補助金については、手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう柔軟に運用すること。

また、事業者負担分に係る支援措置を講じること。

東日本大震災からの復興途上にある宮城県、福島県においては、事業所の体力にかんがみ、適用される定額補助の要件を緩和すること。

7. 東日本大震災及び原発事故からの復興途上にある福島県の特殊性に鑑み、福島県内の被災した大企業等に対するグループ補助の適用又は新たな支援策を創設すること。

8. 被災した商工観光事業者に対する復旧支援策を講じるとともに、道路及び鉄道など交通機関の遮断・不通に伴う観光施設や旅館業などの予約のキャンセル等の影響についても支援すること。

また、被災市町村のみならず、近隣市町村が受けた風評被害に対しても積極的な支援を行うこと。

9. 災害時の大規模な断水による影響を踏まえ、都市自治体が行う給水車の増強について積極的な支援を行うこと。

10. 災害救助法における生活必需品や学用品の給与、被災した住宅の応急修理などの各種救助について、被災者の実情に応じた支援につながるよう対象範囲のさらなる拡大や期間の延長、限度額の引上げなど支援の拡充を図ること。

また、各種救助の実施までの手続き等について弾力的な運用を図ること。

11. 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることを踏まえ、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を延長すること。

また、被災自治体での被災状況把握と復旧・復興については、高度な技術力を有する TEC-FORCE などの人材の確保と育成が重要

であることから、国として、体制の充実・強化を図ること。

12. 被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、特別交付税等による必要かつ十分な地方財政措置を講じること。

(中長期的な検討が必要なもの)

13. 新たな浸水リスクであるバックウォーター現象に対して、国主導で検証や検討を進めるとともに、必要な対策を講じること。
14. 堤防の決壊、越水等の早期かつ確実な発見と連絡体制を構築するとともに、地域住民に対して、安全・安心の確保に必要な災害情報を適時的確に提供・共有できるよう必要な措置を講じること。
15. 大規模洪水等の発生に備え、避難対象地域が市区町村全域及び近隣市町村に及ぶ場合等の広域避難計画を国の主導的な役割の下で早急に策定すること。
16. 利水ダムによる洪水調整に対する協力を得るため、事前放流を実施した場合の損失補填制度を創設すること。  
また、ダムの事前放流及び緊急放流について、下流域自治体との事前協議体制を構築するとともに、放流に際しては、迅速かつ確実な情報提供を行うこと。
17. 地震や大雨等による防災ダムの堤体異常に速やかに対応できる防災管理システムの構築と体制整備を進めること。

令和元年 12 月 20 日

全国市長会会長 立 谷 秀 清